

■入院・外来時の自己負担限度額

| 負担割合 | 負担区分 | 外来+入院 (世帯単位) | | 自己負担限度額 適用の有無 |
|------|------------------------------------|--|---------------------------------|------------------|
| | | 外来 (個人単位) | | |
| 3割 | 現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の方) | 252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% <4回目以降 140,100円> (※1) | | 適用なし 申請不要 |
| | 現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の方) | 167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% <4回目以降 93,000円> (※1) | | 適用あり 併記申請が必要 |
| | 現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の方) | 80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% <4回目以降 44,400円> (※1) | | 適用あり 併記申請が必要 |
| 2割 | 一般Ⅱ | 18,000円 (年間上限 14.4万円) または {6,000円+(医療費-30,000円×10%)の低い方を適用 | 57,600円 <4回目以降 44,400円> (※1) | 適用なし 申請不要 |
| 1割 | 一般Ⅰ | 18,000円 (年間上限 14.4万円) | | |
| 1割 | 低所得者Ⅱ (※2) | 8,000円 | 24,600円 | 適用あり 併記申請が必要 |
| | 低所得者Ⅰ (※3) | 8,000円 | 15,000円 | 適用あり 併記申請が必要 |

(※1) 過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた月が4回以上あった場合、< >内の金額となります。

(※2) 低所得者Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)。

(※3) 低所得者Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の方。

(年金の公的年金等控除額を80.67万円、給与所得は所得金額調整控除前の金額から10万円を控除して計算)。